

サービス種別	訪問型サービスC(短期集中型介護予防サービス)
実施方法	市の事業者委託
サービス利用対象者	<p>要支援認定者(要支援1・2)、事業対象者(基本チェックリスト該当者)のうち、次のいずれかに該当し、サービスCの目的を理解している者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活活動の維持改善が必要な者 ・ 住民主体の通いの場などの社会資源の利用を目標としている者
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の目標を達成するために、必要な専門職(看護師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士など)を選定し、「訪問型サービスC支援チーム」を結成する。 ● 専門職が利用者の自宅に訪問し、生活習慣や環境の改善及び悪化予防のための助言を行う。
サービス提供時間等	<ul style="list-style-type: none"> ● 1回あたり1時間程度 ● 週1回以上の頻度で3か月間実施(ただし、サービスの継続が必要と判断した場合は最長6か月間。年1回)
利用者負担額	無料
利用限度額	利用限度額の対象外
高額介護サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業	高額介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の対象外